個人住民税（市・道民税）

特別徴収（給与天引き）指定のお知らせ

特別徴収は法律により義務付けられています。

所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、従業員（納税義務者）の個人住民税について、特別徴収することが地方税法第321条の４により義務付けられています。

北海道と滝川市を含む道内全市町村（179 市町村）では、法令を遵守し納税の公平を図るため、「個人住民税の特別徴収推進宣言」を採択し、特別徴収未実施の事業主の皆さんに特別徴収の指定を実施しています。

１　個人住民税の特別徴収について

特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同様に、従業員（納税義務者）の個人住民税を毎月の給与から天引きし、滝川市に納入していただく制度です。

２　個人住民税の特別徴収完全指定について

北海道と滝川市では地方税法第 321 条の４に基づき、すでに特別徴収を適切に行っている事業主との公平性を確保する観点から、特別徴収をまだ実施していない事業主の皆さまに対し、特別徴収の完全指定を実施しております。

なお、翌年５月中旬に従業員みなさんの特別徴収税額決定通知書と納付書を送付しますので、６月支給の給料から特別徴収（給与天引き）し、事業主より納付いただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

北海道と道内全市町村による
個人住民税の特別徴収推進宣言

地方税法上、事業者（所得税の源泉徴収義務のある事業者）は、個人住民税についても所得税と同様に給与から差し引き、従業員に代わって納税することとされています。

しかし、いまだこの特別徴収を実施していない事業者もいます。

北海道と道内１７９市町村では、法令を遵守し納税の公平を図るため、事業者への周知を図りつつ、個人住民税の特別徴収の更なる推進に努めます。

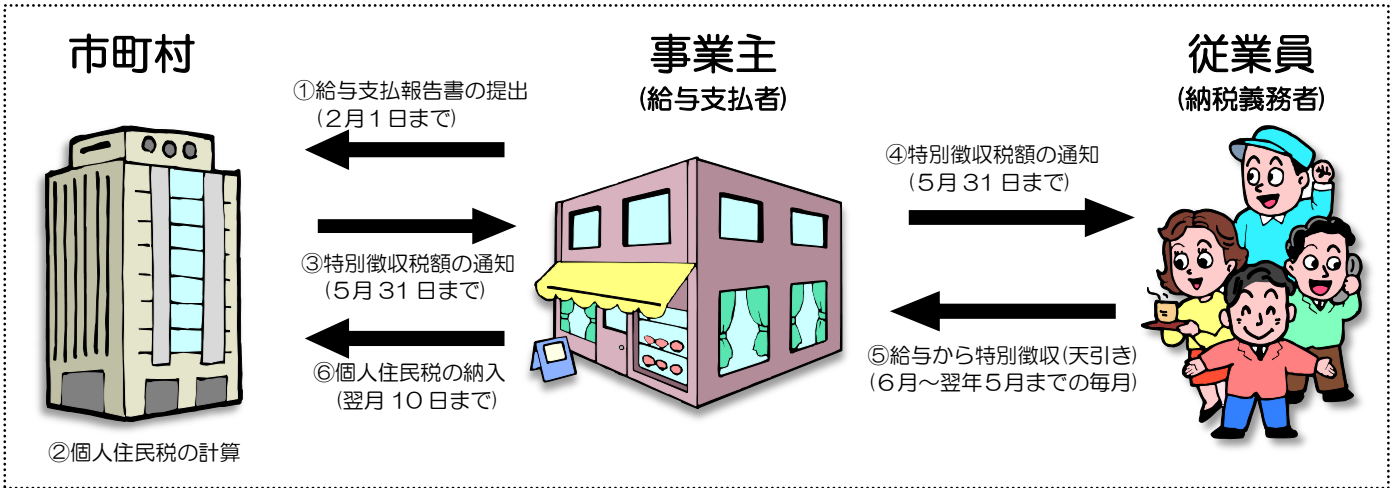
平成２９年１０月３０日

北海道及び道内全市町村（１７９市町村）

３　特別徴収の対象者について

前年中において給与の支払いを受けており、かつ４月１日現在において給与の支払いを受けている従業員が対象となります（アルバイトやパート、役員等も含みます）。

４　特別徴収による徴収と納付のしくみについて



裏面もご覧ください。

5　特別徴収のメリットについて

従業員がそれぞれ納付する手間が省けます！

事業主(給与支払者)が、毎月の給与から天引きしますので従業員(納税義務者)が金融機関に出向いて納税する必要がありません。

従業員の納め忘れがありません！

事業主(給与支払者)が、毎月の給与から天引きしますので、従業員(納税義務者)が納付を忘れて滞納となったり、延滞金がかかる心配がありません。

１回あたりの納付額が少なくなります！

普通徴収の年４回と比べ、特別徴収は年12回の納期となっていますので、１回あたりの負担額が少なくなります。

6　普通徴収が認められる対象者について

普通徴収とは、特別徴収（給与天引き）によらず、従業員自らが市町村から送付される納付書によって金融機関で納める方法です。次の区分（ＡからＥ）に該当する方のみ、普通徴収が認められます。

Ａ　退職済み、または５月末までに退職予定のため
Ｂ　事業専従者のため（毎月給与支払を除く）※法人は該当しません。
Ｃ　雇用期間または給与の支払が不定期のため
Ｄ　他の事業所で特別徴収されているため（乙欄適用）
Ｅ　事業所閉鎖、または５月末までに閉鎖予定のため

7　給与支払報告書の提出方法について

令和９年度（令和８年分）給与支払報告書を提出する際には、原則、特別徴収の区分により提出していただきます。

ただし、普通徴収の区分（Ａ～Ｅ）に該当する方がいる場合については、同封した「普通徴収申請書」の区分ごとに人数を記載し、該当する方の給与支払報告書摘要欄にも、必ず区分（Ａ～Ｅ）を記入し、特別徴収者の後につけて提出してください。普通徴収申請書の人数欄及び給与支払報告書の摘要欄に記載がない場合は、すべて特別徴収として指定します。

※令和９年度(令和８年分)の給与支払報告書の様式は税務課市民税係（滝川市役所３階３番窓口）で配布しています。

8　特別徴収の納期の特例について

従業員が常時 10 人未満の事業所で、滝川市の承認を受けた場合に限り、特別徴収税額の納期を年 12 回から年２回(12 月、翌年６月)に変更することが出来ます。

なお、納期の特例については事前に申請書の提出が必要ですので希望される場合は下記までお問合せください。

9　特別徴収開始後の従業員の異動（退職・転勤等）について

従業員の方が退職や転勤などにより給与の支払を受けなくなるときは、５月中旬に送付する特別徴収税額決定通知書に同封する「特別徴収のしおり」の様式「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を必ず提出してください。また、新たに就職したことにより特別徴収を開始するときは、「特別徴収切替届出（依頼）書」を滝川市に提出するか、電話でご連絡ください。従業員の異動等により年の途中で税額に変更が生じた場合は、変更通知書を送付しますので、変更通知書に記載された新しい月割額によって徴収してください。

問合先
〒073-8686　北海道滝川市大町１丁目２番 15 号
滝川市市民生活部税務課市民税係　（ＴＥＬ　0125－28－8019）